

労働保険

(労災保険・雇用保険)

事業主のみなさまへ

労働保険の加入手続は
おすすめですか



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

1 労働保険とはこのような制度です

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般的に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を1人でも雇っていれば、事業主は加入手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷した場合、病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行います。

また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労働保険の加入手続

1 保険関係成立届、概算保険料申告書の提出

労働保険の適用事業となった場合は、まず労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出します。そして、その年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に、保険料率を乗じて得た額となります。）を概算保険料として申告・納付することになります。

2 雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届の提出

雇用保険の適用事業となった場合は、上記1のほかに、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。

加入手続を怠っていた場合は

加入手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、行政庁の職権による加入手続及び労働保険料の決定（認定決定）が行われます。その際、事業主は、さかのぼって労働保険料を徴収されるほか、あわせて追徴金が徴収されます。（図1）

また、事業主が故意又は重大な過失により、労災保険の加入手続を行わない期間中に労働災害が発生し、労災保険給付が行われた場合は、事業主からさかのぼって労働保険料が徴収（あわせて追徴金が徴収）されるほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部が徴収されます。（図2）

※ 詳しくは、「2 費用徴収制度」を参照

図1

行政
官庁

さかのぼって労働保険料を徴収（あわせて追徴金を徴収）

事業主
(労働保険未手続)



図2

行政
官庁

さかのぼって労働保険料を徴収（あわせて追徴金を徴収）
労災保険給付に要した費用の全部又は一部を費用徴収

事業主
(労働保険未手続)



被災
労働者

2 費用徴収制度

労災保険に未加入の事業主に対する費用徴収制度

労働者を1人でも雇っている事業主は、労災保険の加入手続を行わなければなりません。事業主が労災保険の加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、さかのぼつて労働保険料が徴収されるほかに、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%が徴収されることになります。

1 費用徴収の適用となる事業主等

労災保険の加入手続について行政機関(*1)から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合

事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収

労災保険の加入手続について行政機関(*1)から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合

事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収

* 1 労働保険適正加入推進員を含む。

2 費用徴収の徴収金額

当該災害に関して支給される保険給付(*2)の額に100%又は40%を乗じて得た額が費用徴収の徴収金額となります。

* 2 療養開始後3年間に支給されるものに限ります。

また、療養(補償)給付及び介護(補償)給付は除かれます。

3 労働保険事務組合制度

労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

労働保険事務組合への委託手続は

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず「労働保険事務等委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。

委託できる事業主は

常時使用する労働者が、下の表に該当する事業主となります。

金融、保険、不動産、小売業	50人以下) の事業主
卸売、サービス業	100人以下	
その他の事業	300人以下	

委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- ① 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（個人番号関係事務を含む。）
- ⑤ その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

事務処理委託のメリット

- 1 労働保険料等の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- 2 労災保険に加入することができない中小事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。
- 3 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割して納付できます。（事務組合に委託していない場合は、一定額を超えると分割納付ができません。）
- 4 (一社) 全国労働保険事務組合連合会の行う労保連労働災害保険（政府労災保険の上乗せ補償）などの事業に参加することができます。

●一般社団法人全国労働保険事務組合連合会は、厚生労働省の委託を受け、会長が委任した「労働保険適正加入推進員」を通じ、労働保険加入促進業務を行い、未手続事業の解消に努めています。